

桜川市高齢者配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活を営む上で、支援が必要なひとり暮らしの高齢者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行う桜川市高齢者配食サービス事業（以下「配食サービス事業」という。）を実施することにより、自立した在宅生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 配食サービス事業の実施主体は、桜川市とする。ただし、前条の目的を達するために配食サービス事業の運営を良好に実施できると認められる民間事業者等（以下「委託事業者」という。）に本事業の一部を委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「利用対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、在宅で生活している75歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひとり暮らしで、心身の障害等により食事の確保が困難な者
- (2) 市長が特に必要であると認める者

2 市長は、前項の者に対し、配食サービス事業の適正な実施のために必要な条件を付することができる。

(委託事業の内容)

第4条 委託事業者は、栄養バランスの取れた食事を利用対象者の居宅へ配達し、利用者の安否確認を行うこととする。この場合において、異常が認められたときは、速やかに関係機関へ連絡を行うものとする。

2 配食の回数は、1日1食、月曜日から金曜日までの週2回を限度とする。ただし、次に該当する日は除く。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの間
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日
- (3) 市長があらかじめ指定した日

(利用の申請)

第5条 配食サービス事業を利用しようとする者は、桜川市高齢者配食サービス事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、必要なアセスメント等を行い、その内容を審査の上配食サービスの適否を決定し、桜川市高齢者配食サービス事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該利用対象者に通知するものとする。

2 市長は、利用の決定をしたときは、桜川市高齢者配食サービス事業実施依頼書（様式第3号）により、委託事業者にサービス提供の依頼をするものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、申請した内容に変更があるとき、又は事業の利用を中止するときは、桜川市高齢者配食サービス事業利用変更（中止）届出書（様式第4号）により市長に届出するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用を変更又は中止したときは、桜川市高齢者配食サービス事業利用変更（中止）通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

（配食の休止）

第8条 利用者は、配食を受けないこととした場合には、委託事業者の規定に定める期日までに、委託業者に直接申し出ることとする。

（費用の負担）

第9条 利用者は、事業に係る費用から市の負担分を差し引いた額（以下「費用」という。）を負担しなければならない。

2 費用は、利用者が直接委託事業者に支払うものとする。

3 市長は、委託事業者に対して、市の負担分として一食当たり300円を支払うものとする。

（事故発生時における報告）

第10条 委託事業者は、個人情報情報の漏えい、滅失、毀損、改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市長に報告し、市長の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による利用の決定を取り消すことができる。

（1） 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2） 偽りその他不正の手段により事業の利用の決定を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が事業の利用を不相当と認めるとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

桜川市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
利用対象者との関係

桜川市高齢者配食サービス事業利用申請書

配食サービスを利用したいので、桜川市高齢者配食サービス事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。また、裏面の桜川市高齢者配食サービス事業利用同意書の内容に同意します。

利用対象者	住所					
	ふりがな 氏名				男・女	
	生年月日	年 月 日 (歳)				
	電話番号	固定		携帯		
申請理由	1 75歳以上のひとり暮らしの者で食事の確保が困難なため 2 その他 ()					
緊急連絡先	1	氏名	電話番号			
		住所	続柄			
	2	氏名	電話番号			
		住所	続柄			
利用希望日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	利用回数 週1回 週2回
	※希望する曜日・回数に○をつけてください					
利用希望事業者						
利用開始日	年 月 日から					

桜川市高齢者配食サービス事業利用同意書

桜川市高齢者配食サービス事業を利用するにあたり次の事項に同意します。

- 1 申請者は、利用対象者に対し申請の同意を得ていること。
- 2 申請書及びアセスメント票に記載の個人情報を委託事業者及び関係機関に情報提供すること。
- 3 見守りのため、配食サービスがある時間帯には、自宅で待機し必ず本人が弁当を受け取ること。
- 4 配食サービスを休止するときは、委託事業者の指定する期日までに、委託事業者に連絡すること。
- 5 弁当の配達時に不在であったときは、当該弁当を委託事業者が廃棄処分すること。この場合において、自己負担額及び市が委託事業者へ支払う費用を、委託事業者の指定する方法により当該委託事業者へ支払うこと。
- 6 自己負担額を滞納した場合は、配食サービスの利用を休止すること。
- 7 申請書に記載した内容に変更があったとき、又は事業の利用の廃止をするときは、速やかに市長に届け出ること。

様

桜川市長

桜川市高齢者配食サービス事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった桜川市高齢者配食サービス事業の利用について、桜川市高齢者配食サービス事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり決定（却下）したので通知します。

1 決定

利 用 者	氏名					
	住所					
利 用 曜 日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	利用回数 週1回 週2回
利用開始日	年 月 日から					
利用事業者						

2 却下

理 由	
-----	--

様

桜川市長

桜川市高齢者配食サービス事業実施依頼書

桜川市高齢者配食サービス事業の利用について、次の者の利用を決定したので、桜川市高齢者配食サービス事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき、サービスの提供を依頼します。

利 用 者	氏名（ふりがな）				男 ・ 女	生年月日	
						年 月 日	
	住所						
電話番号		固定			携帯		
利 用 曜 日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	利用回数 週1回 週2回	
利用開始日	年 月 日から						
緊急連絡先	1	氏名（ふりがな）			電話番号		
		住所			続柄		
	2	氏名（ふりがな）			電話番号		
		住所			続柄		
備 考							

桜川市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
利用者との関係

桜川市高齢者配食サービス事業利用変更（中止）届出書

桜川市高齢者配食サービス事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

利 用 者	住所					
	ふりがな 氏名					男・女
	生年月日	年 月 日 (歳)				
	電話番号	固定		携帯		
変更・中止 理由	1 記載事項の変更 ()					
	2 利用日の変更（変更後の曜日に○をつけてください。）					
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	利用回数
					週1回	
					週2回	
	3 利用事業者の変更 () → ()					
	4 入所 (年 月 日)					
	5 死亡					
	6 利用要件に該当しなくなったため					
	7 その他 ()					
変更・中止 年 月 日	年 月 日					

第 号
年 月 日

様

桜川市長

桜川市高齢者配食サービス事業利用変更（中止）通知書

年 月 日付けで申請がありました桜川市高齢者配食サービス事業について、下記のとおり利用を変更・中止します。

記

利 用 者	住所
	氏名
利用変更 （中止）日	年 月 日
内 容	
理 由	
備 考	